第一生命提出用

表面

第一生命
Daiichi Life Group

増改築による払出しチェックシート（頭金払出）

このチェックシートは、ご加入の財形住宅を非課税でお支払するための必要書類および要件をご確認いただく書類です。内容をご確認いただき、**太枠内をチェックし必要事項を記入の上、請求時にご提出ください。**

＜必要書類＞

	YES	NO
必要書類は提出できますか？ ① 支払請求書 ② 工事請負契約書(コピー)または見積書(工事費用がわかるもの)(コピー)		

＜確認事項＞

	YES	NO	
1．増改築される住宅は契約者ご本人の名義ですか？ ＊共有名義の場合、払出額は持分割合の費用までとなります。７欄をご参照ください。	YES	NO	ご本人の持分割合 建物登記上(　　)％
2．契約者本人がお住まいですか？ ※登記事項証明書（建物用）と住民票の所在地が同一でなければなりません。	YES	NO	
3．増改築される住宅(工事完了後)の総床面積が４０㎡以上ですか？	YES	NO	総床面積 (　　)㎡
4．増改築される住宅はすべて居住用となりますか？ 居住用以外の部分(店舗･倉庫等)がある住宅を増改築される場合、 居住用部分の床面積が総床面積の２分の１以上ありますか？ ※居住用部分の増改築等工事費用のみが払出の対象となります。	YES	NO	
5．総工事費用は、**７５万円**を超えますか？	YES	NO	
6．書類提出後に**工事費用の減額**はありませんか？ ＊提出後の**工事費用減額による差し替えはできない**ため、**工事費用確定後**に書類の提出をお願いいたします。	YES	NO	
7．払出希望金額は、工事費用（共有名義の場合は持分割合の費用）の範囲内ですか？ また、払出限度は**残高の９割以下**となります。 払出金額　　工事費用 (　　円) ≦ (　　円 ×持分割合　　割) **＊工事費用（ご契約者の持分割合の費用）が残高を下回る場合、残金は払い出さず、積み立てを継続することになります。**	YES	NO	
8．増改築工事完了(終了)前の支払請求ですか？ ＊増改築が完了(終了)している場合は財形法上、頭金払出のお手続きをとることができません。適格払出（増改築工事完了後）のお手続きとなります。 ＊１つの増改築に対して増改築工事完了前の払出しは**１回限り**となります。	YES	NO	増改築工事完了(予定)日 (　年　月　日)
9．工事完了後、以下の書類のうちいずれか一つを提出できますか？ ※提出ができるかどうか建築士にご確認ください。 ① 増改築等工事証明書（コピー可）(租税特別措置法で定める様式) ② 検査済証のコピー(建築基準法で定める様式) ③ 建築確認済証のコピー（建築基準法で定める様式） ④ 増改築等工事完了届（コピー不可）(法定様式) 注)④については**総**工事価格が**７５万円超１００万円以下の場合のみ**お取扱いが可能です。所有割合按分後の工事価格ではないため、ご注意ください。	YES	NO	①
10．工事完了後、建物の登記事項証明書(コピー)と住民票を提出できますか？ ＊詳しくは裏面をご確認ください。	YES	NO	

すべてYESの場合に非課税での払出しができます。
ご不明な点がございましたら、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

裏面もご覧ください。

裏面

【今後（工事完了後）のお取り扱いおよび必要書類】

頭金払出後は以下のお取り扱いが可能となります。各手続きに必要な書類をご確認ください。

お取り扱い	必要書類
A. 工事完了後、残りの金額の全てを払出し、契約は終了します。	①.支払請求書 ②.建物の登記事項証明書（発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ可） ③.住民票（発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ不可） ④.増改築等工事証明書（ｺﾋﾟｰ可） または建築確認済証(ｺﾋﾟｰ)、検査済証(ｺﾋﾟｰ) 注１
B. 工事完了後、残りの金額の一部を払出し、契約を継続します。	①.支払請求書 ②.建物の登記事項証明書(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ可) ③.住民票(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ不可) ④.増改築等工事証明書 （ｺﾋﾟｰ可） または建築確認済証(ｺﾋﾟｰ)、検査済証(ｺﾋﾟｰ) 注１
C. 工事完了後、残りの金額を払出しせずに、契約を継続します。注２	①.建物の登記事項証明書(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ可) ②.住民票(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ不可) ③.増改築等工事証明書（ｺﾋﾟｰ可） または建築確認済証(ｺﾋﾟｰ)、検査済証(ｺﾋﾟｰ) 注１

注１ 総工事価格が 75 万円超 100 万円以下の場合は、「増改築等工事証明書（ｺﾋﾟｰ可）」の代わりに「増改築等工事完了届（ｺﾋﾟｰ不可）」で代替可能です。**ただし、所有割合按分計算前の総工事価格が対象となります。**

注２ 工事費用（ご契約者の持分割合の費用）が残高を下回る場合、頭金払出後の残金は払出さず、積み立てを継続することになります。

＊単身赴任等購入された住宅に契約者ご本人がお住まいにならない時などは、別途必要な書類が発生いたします。詳しくは「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【増改築工事完了後の取扱注意点】

必要書類は、**頭金払出から２年、または増改築工事完了日から１年、または退職（転籍含む）・転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年のいずれか早い日まで**にご提出ください。期間内にご提出いただけない場合、契約は解約していただくこととなり、**５年遡及課税**の対象となります。

５年遡及課税とは…住宅購入や住宅の増改築等の目的以外で払出（解約）した場合、解約の日より５年間遡って非課税でお受け取りいただいた利息についても、非課税の適用がなかったものとして、課税されることをいいます。

※今回契約継続でお手続きをされた後、課税解約(目的外解約)された場合にも、５年遡及課税が適用されます。

＜その他の注意事項＞

① 退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年を経過した日以降に払い出す場合は、課税扱いとなります。

② 積立を中断されている場合には、2 年以内に積立を再開する必要があります。

以上の内容を確認いたしました。

年　　月　　日　　契約者名

勤務先　携帯　自宅　（日中連絡先　：　　－　　－　　）

＜お問い合わせ先＞
第一生命保険株式会社　団体事務サービス課（財形）
電話番号　0120-998-665
受付時間：月～金曜日９時～17 時（祝日・年末年始は除きます）

財形［登］02078-11　2026.4 保存期間消滅後 7 年 本